
本レポートでは、身寄りがない方への支援をテーマに、松江市社会福祉協議会の取り組みをもとに現状と課題について考察しました。身寄り支援ガイドラインの策定や成年後見制度の利用促進、高齢者あんしんサポート事業などの実践を紹介するとともに、誰もが安心して地域で暮らし続けられる社会の実現に向けて、支援体制の充実や労働組合に求められる役割について考察しています。

松江市における身寄り問題について考える —— 松江市社会福祉協議会の取り組みから ——

島根県本部／松江市職員ユニオン社会福祉協議会支部

松江市における身寄り問題について考える

～松江市社会福祉協議会の取り組みから

【内容】

1. 身寄り問題とは
2. 松江市社協での取り組み（高齢者への支援）
 - （1）松江市身寄りがない人への支援ガイドライン
※以降、「身寄り支援ガイドライン」という
 - （2）当事者に向けての取り組み
3. 今後に向けて（労働組合の立場から考えること）

松江市職員ユニオン
社会福祉協議会支部

奥原宏幸

1. 「身寄り」問題とは

つながる鹿児島 柴田司法書士の講演（R5年度松江市社協主催）から

○人が自分のことを自分でできなくなったとき、わが国では、多くの場面で「家族がするのがあたりまえ」とされているのではないか

赤ちゃんの時、けがをしたとき、病気になったとき、障害を負ったとき、介護が必要になったとき、そして死んだとき・・・生老病死のすべての場面

○さらに「連帯保証人」、「身元引受人」の慣習がある

就職するとき、居宅に入居するとき、入院するとき、入所するとき。これらは、暮らしにかかわる根幹的な部分

そのため、「身寄り」がない人たちが、様々な場面で排除されたり差別されたりしているという問題が生じている・・・これが「身寄り」問題です。

2. 松江市社協での取り組み

時期	松江市社協における身寄りがいない方への支援に係る取り組み
H20年9月	松江市社協法人後見受任第1号（生活支援課）
H22年10月	「松江市版一人暮らし高齢者支援の豆知識」作成（地域包括ケア推進課）
H26年3月	「松江市版一人暮らし高齢者支援の豆知識Part 2」作成（地域包括ケア推進課）
H26年9月	法テラス島根所長様より、連携の提案（生活支援課）
H27年4月	松江市くらし相談支援センター開設（生活支援課）
H27年4月	助っ人弁護士制度開始（毎週水曜午前）（生活支援課） 弁護士相談ホットライン開設
H28年8月	財産等の一時預かり事業開始（松江市社協）
H29年10月	「松江市あんしんガイド」作成（松江市健康子育て部（当時）
H30年6月	施設、相談機関、事業者へのアンケート調査（松江市社協）
R2年1月	助っ人弁護士制度（第2、4水曜午前に変更）
R2年1月	高齢者あんしんサポート事業開始（生活支援課）
R3年7月	松江市権利擁護サポートセンター開設（生活支援課）
R4年4月	「支援に関わる機関のための松江市身寄りがいない人への支援ガイドライン」作成（松江市社協）

1. 支援者・支援機関に向けた取り組み

（1）身寄り支援ガイドライン

- 身寄りのない方への支援に関わる機関・支援者に向けて、支援の考え方を示したもの
- 身寄りのない方が利用できる市内の社会資源や場面に応じて対応方法について紹介
- チームづくり～「支援者役割分担シート」の提案（資料として掲載）

「身寄りガイドラインの考え方」について

① 支援のための理念の共有

- 身寄りがないことは、決してひとごとではない
- 誰もが安心して暮らすことができる松江市を目指そう！

② 支援をすすめるための方向性（「3本の矢」）

「ひとりひとりの備え」（当事者で行うこと）

「支援者役割分担シート」の活用（チームづくり、チーム支援）

「体制づくり」（支援マニュアル、行政の支援、専門職周知）

「役立つ社会資源の紹介」について

- 「生活の不安」「生活上の困りごと」「災害への備え」「身体
の不安」「入院・入所に関する支援と手続き」「ご葬儀の不
安」の6つのシーンごとに、社会資源をまとめる。
- 支援を考えるうえで役立つ情報を、「資料編」にまとめる。
- 松江市の特色を生かした支援を考えることができる。

【生活再建うちクリーニング事業】

身体的または精神的な障がいや認知症の症状があるため、自力でゴミを片付けることができず、ゴミがあふれ劣悪な住環境であり、かつ低所得世帯（非課税世帯程度）であるため、業者等に依頼して片付けることが困難な世帯に対し、生活環境の改善・維持を支援します。



【見守りネットワーク事業】

認知症や障がいによって、外出先から帰ることができなくなった際に、あらかじめメール受信登録をしている市民の方にご本人の特徴などをメール配信して、早期発見・保護につなげるための事業です。身寄りのない方については、介護サービス事業所やケアマネジャーによる申請が可能です。

【安心創造（GPS端末貸与）事業】

「見守りネットワーク事業」に利用登録をしている方を対象に、小型GPS端末機を貸与しています。身寄りのない方については、介護サービス事業所やケアマネジャーによる申請が可能です。



【救急医療情報活用事業】

かかりつけ医や緊急連絡先などの救急医療情報を入れたケースを冷蔵庫に張り付け、消防の救急活動時に活用するものです。65歳以上の高齢者のみの世帯又は日中や夜間に一人になる65歳以上の方、又は同居者に疾患などがあり通報することがむづかしい方が対象です。

【松江市要配慮者支援推進事業】

高齢者や障がいのある方が、住み慣れた地域で、いつまでも安心・安全に暮らしていくためには、日常からの地域の関係づくりが大切です。

災害時はもとより、平常時から支え合いの仕組みを作ることが、いざというときに大きな力となって、地域での助け合いにつながります。

要配慮者支援推進事業は、地域住民の共助による日頃からの見守り・声掛け活動などを推進するため、町内会自治会等の地域コミュニティ（共助）を活用した支援組織の設立や運営に対して、支援を行う制度です。



「チームづくり～役割分担シート」について

- ・「支援者役割分担シート」を作る声掛けは、「**誰でも良い**」！
- ・重要なのはご本人を含めた「協働のための話し合い」をもつこと。
- ・地域包括支援センター業務としては、「地域ケア会議」や「ケアマネ支援」を通じて「支援者役割分担シート」をつくることができる。

「地域ケア会議と担当者会議の違い」

地域ケア会議（個別ケース検討）	項目	サービス担当者会議
地域包括支援センター 又は市町村	開催主体	介護支援専門員 （契約が前提）
・ケース当事者への支援内容の検討 ・地域包括支援ネットワーク構築 ・自立支援に資するケアマネジメント支援 ・地域課題の把握など	目的	・利用者の状況等に関する情報共有 ・サービス内容の検討及び調整など
・地域支援事業の実施について （厚生労働省老健局長通知） ・地域包括支援センターの設置運営について （厚生労働省老健局長通知）	根拠	・「指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準」（第13条第9号）
行政職員、センター職員、介護支援専門員、介護サービス事業者、保健医療関係者、民生委員住民組織、本人・家族等	参加者	・居宅サービス計画の原案に位置付けた指定居宅サービス等の担当者、主治医、インフォーマルサービスの提供者、本人・家族等
サービス担当者会議で解決困難な課題等を他職種で検討 （ケース例） ・支援者が困難を感じている ・支援者が自立を阻害していると考えられる ・支援が必要だがサービスにつながらない ・権利擁護が必要 ・地域課題に関する	内容	・サービス利用者の状況等に関する情報の担当者との共有 ・当該居宅サービス計画原案の内容

「地域ケア会議運営マニュアル」より



「身寄りガイドライン 作成の経緯」

はじまり

- 地域包括支援センターの社会福祉士部会内のチームで、地域包括支援センター職員向けマニュアルとして「松江市版一人暮らし高齢者支援の豆知識」「松江市版一人暮らし高齢者支援の豆知識Part 2」を作成。
- 身寄りがない高齢者への支援に不安を感じているのは、ケアマネ、施設、医療機関等も同様。
- 身寄りがない問題は、高齢者だけに限られたものではない。
- 地域包括支援センター内の豆知識ではなく、支援に関わる機関・支援者が使えるガイドラインが必要ではないか？

施設、相談機関、事業者へのアンケート

- 身寄りがない人、又は親族があっても支援が得られない方の質的・量的なニーズを明らかにし、今後の支援の仕組みづくりを確立するためにアンケート調査を実施した。
- アンケートは、身寄りがない人や支援が得られない人の把握が困難なため、高齢者、障がい者関係の事業所に今までに当該ケースを担当したことがあるか、そのときに困った内容等の確認をした。
- 高齢者、障がい者関係の **197** 事業所に送付し、 **115** 件（1事業所から複数回答あり）の回答があった。

「支援での困りごと」

- 緊急連絡先（64件）
- 医療同意（61件）
- 入所、入院時の身元保証（58件）
- 遺体、遺品の引き取り（54件）
- 亡くなった後の法的な手続き（53件）
- 緊急時の受診介助（45件）

アンケート結果から見たこと

- 成年後見や日常生活自立支援事業の利用、ケアマネや障がい相談員、施設で何とか対応している場合があるが、緊急時の対応などに関係者の負担が大きい。
- 知人や親せきにつながっても、施設入所時の保証人や身元引受人での協力は得られず、そのことを理由に入所を断られるケースがある。
- アンケート回答者の約99%が、身寄りがない方への支援を保証する制度や仕組みが必要だと回答があった。

「身寄り支援ガイドラインの策定」

策定委員会（所属職名は当時）

所属		氏名（敬称略）
法テラス島根法律事務所	弁護士	三村 明
松江市医師会	医師	伊藤 健一
松江赤十字病院医療社会事業部医療社会事業課	課長	奥 公明
島根大学人間科学部（策定委員長）	准教授	加川 充浩
松江圏域老人福祉施設協議会	副会長	武部 幸一郎
松江地域介護支援専門員協会	会長	岡田 昌治
島根県精神保健福祉士会	会長	貝谷 昭
松江市立病院総合支援センター医療相談室	医療ソーシャルワーカー	吾郷 利宏
松江市役所福祉部	次長	土江 紀明
松江市役所健康部	次長	高橋 浩三
松江市役所市民部	次長	松浦 徹
松江市社会福祉協議会	常務理事	諏訪 方宣

ガイドラインの身寄りがない人の定義

- ・ 家族や親族がいない人
- ・ 家族や親族に連絡がとれない人
- ・ 家族や親族の支援が受けられない人

ガイドラインのねらい

- ・ 「身寄りがない」は特別なことではない。
- ・ 誰もが必要な医療や介護サービスを利用できる権利が保障されなくてはならない。
- ・ 特定の機関や支援者に、リスクや負担が集中しないようにしなければならない。

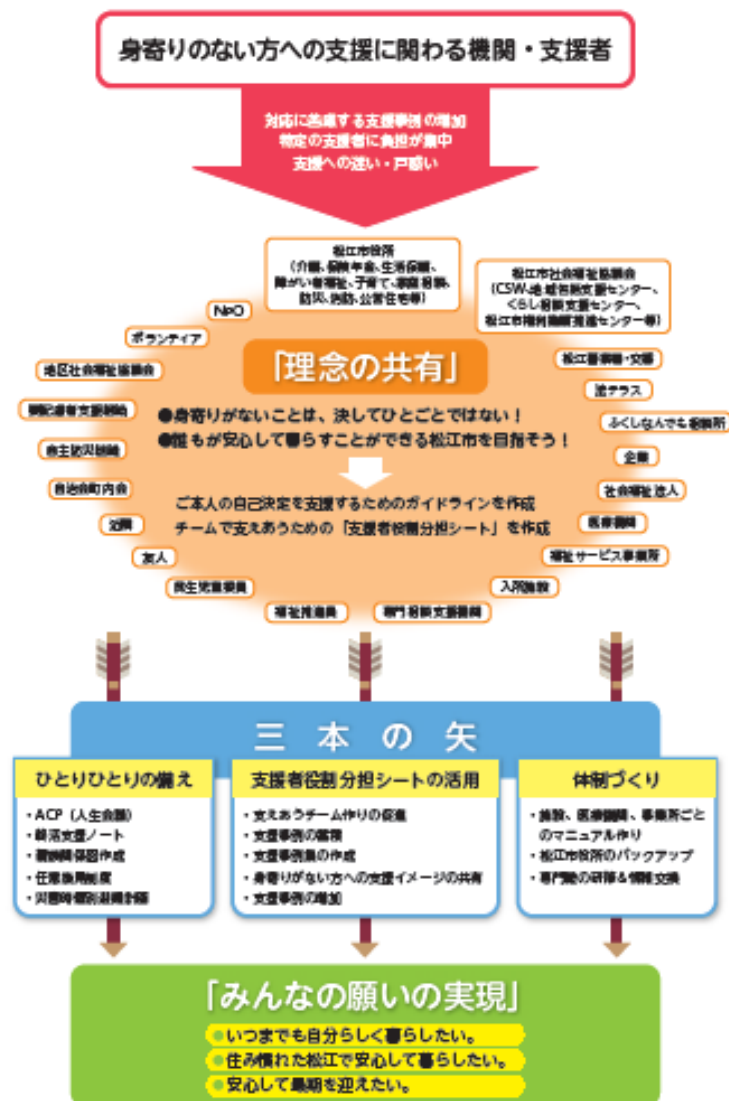
自己決定の尊重とチームアプローチ

- ・ 本人の意思決定を尊重するための支援。
- ・ 判断能力が低下しても、最後まで自分らしく暮らすための、チームアプローチを促進する。

令和3年11月9日	松江市と協議
令和3年11月22日	第1回編集会議
令和4年1月28日	第2回編集会議
令和4年2月2日	第1回策定委員会
令和4年3月16日	第2回策定委員会



松江市における身寄りがない方への支援への取り組み



・ガイドラインを松江市内の法律事務所、施設、ケアマネ、障がい者相談員、開業医、総合病院相談室、社会福祉法人、民生児童委員、その他関係機関に1500部配布。

・R5.2.22地域包括支援センター主催身寄りがない人への支援シンポジウム開催。NPO法人「つながる鹿児島」代表理事芝田 淳氏（しばた司法書士事務所司法書士）の講演及び、シンポジウムを開催。

・関係機関だけではなく、地域の関係者を幅広く巻き込んで、身寄りがない方への支援について「我がごと」として考えてもらうため、一般市民向けに身寄りがない人への支援ガイドライン研修をR6.1.18に開催。

2. 当事者（主に高齢者）に向けての取り組み

(1) 高齢者あんしんサポート事業

- ・身寄りのない高齢者が、ご本人で判断できる間に松江市社協と契約をすることで、日頃の見守りや、入院等緊急時の支援、預託金による金銭的保証、亡くなった後のことについて支援をする事業として、令和2年より事業開始。
- ・サービス内容は、
 - ①あんしんサービス（見守り）
 - ②生活支援サービス
 - ③書類等預かりサービス
 - ④死後事務（遺言執行者へのつなぎ及び協力）

高齢者あんしんサポート事業（続き）

- ・ 預託金

基本額 63 万円（入院費用 6 か月分、直送費用）の用意が必要

その他、施設入所時の費用（利用料 3 か月分）、アパート等の
原状回復費用」、「その他特別な葬儀や永代供養の費用」を社協
に預ける。

- ・ 課題と思うこと

身寄りのいない確認の難しさ（縁を切らないように考える）

預託金の準備ができない方は対象外（社協での保障は困難）

(2) 地域包括支援センターでの相談支援

- ・相談を通じた取り組み

個別相談を通じて、終活支援ノートや身寄り支援ガイドラインの活用を図る

～当事者の不安を受け止める、寄り添うことが大切

- ・ケアマネ支援、関係機関との協働

支援者、支援機関のある高齢者について、ケアマネや病院等からの相談からチームのメンバーとして側面的にかかわる

- ・判断能力が低下した高齢者の権利擁護支援

家計相談支援、状況に応じて成年後見制度、日常生活自立支援事業へのつなぎを行う

(3) 「新たなつながりプロジェクト」の取り組み ～当事者同士のつながりを作る交流会

・第5次社協発展強化計画から「新たなつながりプロジェクト」を法人内で立ち上げ（血縁にこだわらない新たなつながりの必要性から）

・地域包括支援センター、くらし相談支援センター（生活困窮自立相談支援機関）を通じた呼びかけ。

・これまでに5回開催。3名～7名の参加。

珈琲焙煎の体験

茶話会～カードゲームを通じた交流

身寄り問題の講演会（抱樸 奥田理事長の講演）

食事会

てっぱん焼き交流会



(4) 身近な地域での一人暮らしの集い

地域での一人暮らしの集いの場の支援（地域福祉ステーションによる活動）

- ・ CSWの呼びかけで団地で一人暮らしの集いの開催支援。
- ・ 一人暮らしの方から集まりをしている方に、一人暮らしに役立つ話をしてほしいと依頼があった。今後も集まりの支援を行う。
- ・ 地区社協に一人暮らし向けの取り組みを提案。地区情報交換会を通じて状況を把握。地域の関係者と話し合いを進めていく。

3. 今後に向けて（労働組合の立場から考えたこと）

○組合員同士の助け合いやしきみ作り

医療や介護が必要になった際、家族制度を前提に医療同意、身元引受などの対応が病院などで求められます。頼れる身寄りのない組合員を支えるための相談窓口やサポート体制の検討

○身寄り問題の啓発

身寄り問題について組合員同士の理解を深めることや退職後の孤立を防ぐ取り組みの検討